

第3次東金市総合交通計画の策定について

1 東金市総合交通計画について

東金市総合交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」に基づき、地域の関係者による協議のうえ、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために策定する計画である。

これまでの地域公共交通施策は、平成28年3月に策定した「第2次東金市総合交通計画（地域公共交通網形成計画）」は、令和2年度に計画が満了となる。

今後も少子高齢化社会の進展や高齢者の免許返納の対応といった地域公共交通を取り巻く社会情勢が変化している中で、地域特性を踏まえた総合的な公共交通ネットワークを再構築していく必要がある。

地域公共交通の役割・機能を明確にして、持続可能な体系を構築していくため、東金市内全域を対象とした計画を上位計画と連携をとりながら策定していく必要がある。

2 総合交通計画の目的

将来にわたって持続可能な地域公共交通を維持するために、地域公共交通が担う役割・機能、ターゲットを明確にして、適切な地域公共交通ネットワークや運行形態等の方向性を検討していく。そのためには、地域の現状把握及び移動実態や地域公共交通利用者ニーズを詳細に調査のうえ、問題点・課題点を整理していく。

3 総合交通計画の位置づけ

本計画は、「交通政策基本法」、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」に基づき、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網の形成を目指す計画として策定する。また、実施事業等については、東金市の「東金市総合計画」、「都市計画マスタープラン」などの関連計画と整合を図る。

4 策定主体

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」に規定する法定協議会である東金市地域公共交通会議で協議のもと、東金市において策定する。

5 総合交通計画の概要

計画期間：令和3年度から令和7年度まで（5か年）

- (1) 第2次総合交通計画の事後評価
- (2) 地域公共交通の需要とサービス水準のバランスの改善

- (3) 移動ニーズを踏まえた利便性の向上
- (4) 公共交通空白地域への対応（バス路線の確保・維持）
- (5) 交通結節点における乗り継ぎ利便性の向上
- (6) 地域と一緒にあって地域公共交通を支える仕組みづくり
- (7) 隣接市町へのバス路線維持・連携強化（生活圏の考慮）
- (8) 近郊都市との連携を高めるアクセスの強化

6 調査・策定

令和2年度

【基礎調査】

- (1) 地域の現況把握
- (2) 市民移動実態の把握
- (3) 地域公共交通利用者ニーズの把握
- (4) 地域公共交通の問題点・課題点の整理
- (5) 総合交通計画の骨子案の作成
- (6) 東金市地域公共交通会議の開催

令和3年度

【計画策定】

- (1) 総合交通計画の基本理念・基本方針・目標
- (2) 目標を達成するために行う事業及び実施主体
- (3) 総合交通計画素案の策定
- (4) パブリックコメントの実施
- (5) 東金市地域公共交通会議の開催

7 策定経費に係る補助

- (1) 国庫補助金

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）を活用する。

【補助率 1／2 上限500万円】